

みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）協賛事業取扱要綱

1 趣 旨

この要綱は、みやぎ県民文化創造の祭典（以下「創造の祭典」という。）協賛事業の取扱いについて定めるものとする。

2 協賛事業の要件

創造の祭典協賛事業の要件は、次のとおりとする。

(1) 主催者について

主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ① 国・県及び市町村（公社・公団等を含む。）
- ② 団体（法人格の有無を問わない。）
- ③ 企業
- ④ その他上記各号に準ずると創造の祭典実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めるもの

(2) 事業内容について

事業の内容が、次の各号のいずれにも適合したものとする。

- ① 事業の内容が創造の祭典の趣旨に沿い、次の内容のいずれかを具備するもの
 - ア 全県域以上からの参加・鑑賞者が期待できる芸術文化事業
 - イ 創造性、独創性にあふれ、本県の芸術文化振興に大きく寄与するものとして、実行委員会が認める芸術文化事業
- ② 政治的・宗教的目的を有しないもの
- ③ 営利を主たる目的としないもの

(3) 事業実施時期について

原則として、9月から11月までの間に県内で開催される事業とする。

3 事業経費

事業経費は、協賛事業主催者の負担とする。

4 協賛事業の事務手続き

主催者は、毎年別に定める日までに「みやぎ県民文化創造の祭典協賛事業申込書」（様式第1号）」を実行委員会事務局（宮城県環境生活部消費生活・文化課）へ提出するものとする。

5 協賛事業の決定

協賛事業の決定については、実行委員会会長が「協賛事業の要件」に基づいて決定し、主催者に文書（様式第2号）で通知する。

6 事業への便宜

協賛事業の決定を受けた事業は、実行委員会において作成するガイドブック、その他広報誌等への掲載等の便宜を受けることができるものとする。

7 名義の使用

協賛事業の決定を受けた事業の主催者は、全県的な芸術文化振興の取組であることを広く県内外に周知を図る趣旨から、ポスター、パンフレット、チラシ等に「芸術銀河協賛事業」と表示することができるものとする。

8 実施報告

主催者は、当該事業が終了したのち、速やかに「みやぎ県民文化創造の祭典協賛事業実施報告書」（様式第3号）を実行委員会事務局（宮城県環境生活部消費生活・文化課）あて提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月19日から施行する。